

<b>松江市高井奨学金の概要</b>			
<b>出願資格</b>	<p>次の1又は2に該当し、かつ、3～6をすべて満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学に新入学又は既に在学する人</li> <li>2. 高等専門学校4年生、5年生及び専攻科に進級或いは既に在学する人</li> <li>3. 父母又はこれに代わる人が松江市に居住する人</li> <li>4. 経済的な理由により修学が困難な人</li> <li>5. 出身学校長が推薦する人</li> <li>6. 学業成績が特に優秀な人</li> </ol>		
<b>給付額</b>	高等専門学校 (4年次・5年次・専攻科) 大学	自宅通学	月額 17,000 円
		自宅外通学	月額 19,000 円
<b>給付期間</b>	令和8年4月から在学する学校を卒業するまでの最短修業年限の最終月まで		
<b>給付方法</b>	年2回に分けて給付		
<b>返還方法</b>	返還不要		
<b>奨学金の併給</b>	<p>「松江市高井奨学金」は、「他の奨学金」と重複して奨学金を受けることができます。ただし、他の奨学金の中には、重複受給を認めない場合がありますので、ご注意ください。</p>		
<b>休止廃止</b>	<p>奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学金の給付を休止又は廃止することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 退学、休学、長期欠席したとき</li> <li>2. 学業成績不振、操行不良等奨学生としてふさわしくないと認められるとき</li> <li>3. 父母又はこれに代わる人が松江市に居住しなくなったとき</li> <li>4. 奨学金の給付を辞退したとき</li> <li>5. 奨学金を必要としないと認められるとき</li> </ol>		